

児童扶養手当の支給対象が父子家庭にも拡大されました

●児童扶養手当とは

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、お子さんの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

●父子家庭の支給要件

次のいずれかに該当する18歳に達する日以降、最初の3月31日までのお子さんについて、父がそのお子さんを監護し、かつ生計を同じくしている場合に支給されます。

- ① 父母が離婚したお子さん
- ② 母が死亡したお子さん
- ③ 母が重度の障害を持つお子さん
- ④ 母の生死が明らかでないお子さん
- ⑤ その他(母に1年以上遺棄されているお子さん、母が引き続き1年以上拘禁されているお子さん、母が婚姻によらないで懐胎したお子さん)

※ただし、労働基準法などに基づく遺族補償や公的年金給付を受けることができる場合は、児童扶養手当を受けることができません。

●申請手続きについて

平成22年11月30日までに申請をした場合は、次の取り扱いとなります。

- ◆平成22年7月31日までに支給要件に該当している方は「8月分」から支給されます。
- ◆平成22年8月1日から11月30日までに支給要件に該当した方は「要件に該当した月の翌月分」から支給されます。
- ※平成22年11月30日を過ぎて申請した場合は「申請月の翌月分」からの支給になりますので、ご注意ください。

問合せ先 福祉課児童福祉担当(内線754)

●所得の制限

申請者本人およびその生計を同じくする扶養義務者などの前年の所得が下表の額以上の場合は、手当の一部または全部が支給停止になります。

扶養親族などの数	限度額		扶養義務者など
	申請者(本人)	扶養親族など	
1人	570,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	950,000円	2,680,000円	3,120,000円

●手当の額

支給額は所得などに応じて決定されます。

- ◆児童1人の場合
全部支給 月額41,720円
一部支給 月額41,710円～9,850円
- ◆児童2人以上の加算額
2人目 5,000円
3人目以降 1人につき3,000円



くらしの 情報

情報公開制度および個人情報保護制度の実施状況をお知らせします

市では、市民の皆さんの市政に対する理解と信頼を深め、開かれた市政を推進するための情報公開制度や、市が業務上保有し利用する市民の皆さんの個人情報の取扱いの基本的事項を定め、市民の皆さんの権利利益を保護するための個人情報保護制度を設けています。

両制度の実施状況をまとめましたので、お知らせします。

○制度の実施状況(平成21年度)

請求件数	情報公開制度				請求件数	個人情報保護制度			
	開示	部分開示	不開示	不存在		開示	訂正	削除	利用停止
4	3	1	0	0	0	0	0	0	0

また、個人情報保護制度では、市の各所属が行う個人情報を取り扱う事務やその内容を「個人情報事務取扱登録簿」に登録し、市民の皆さんが閲覧できるようにしています。

○個人情報事務の取扱件数(平成22年7月1日現在)

所属名	件数	増減(※1)	増減の内訳			所属名	件数	増減(※1)	増減の内訳		
			新規	廃止	変更				新規	廃止	変更
議事事務局	4	0	0	0	0	農林課	4	0	0	0	1
企画情報課	9	2	2	0	0	建設課	14	0	0	0	0
総務課	11	0	0	0	0	まちづくり課	19	1	1	0	0
財政課	10	0	0	0	0	上下水道課	11	0	0	0	0
税務課	25	1	1	0	0	会計課	2	0	0	0	0
市民課(※2)	29	△1	1	2	0	消防本部	14	1	1	0	0
生活環境課	6	0	0	0	0	学務課	18	△1	0	1	2
福祉課	46	△1	1	2	3	生涯学習課(※4)	52	0	0	0	0
高齢介護課(※3)	43	3	3	0	1	スポーツ課	19	0	0	0	0
商工水産課	14	0	0	0	0	総務課分室	16	0	0	0	0
計	366										

- ※1 前年との比較です。
- ※2 市民健康センターを含みます。
- ※3 地域包括支援センターを含みます。
- ※4 図書館、博物館を含みます。

問合せ先 情報公開総合窓口(内線216)

「戸別所得補償モデル対策」について③

モデル対策への加入受付は6月30日で終了し、多くの農家の皆さんに加入申請をいただきありがとうございました。

モデル対策のうち、主食用米以外の作物への水田利活用自給力向上事業については、実需者などに出荷・販売することを目的として、ソバ・菜種や野菜などの「その他作物」を作付し対象作物として交付申請する場合、出荷・販売したことや収穫を行ったことの確認ができる書類などが必要ですので、対象農業者の皆さんは保存をお願いします。



◆Q&A◆

- ◎ 出荷・販売したことや収穫を行ったことの確認は、具体的に何により確認しますか？
 ① 出荷伝票(または販売伝票)、作業日誌(収穫日、収穫内容などが整理されているもの)、その他収穫したことが分かる書類などにより確認することとしています。
- ◎ 直売所への出荷など、数量は限定せず契約書も締結しないが地産地消として確実に結びついているものは対象となりますか？
 ① 直売所に出荷したこと、出荷した数量、金額などが確認できる書類があれば対象となります。

問合せ先 富山農政事務所地域第二課(☎0765-22-0234)・市農林課(内線352)

交通事故の無料相談

交通事故に遭われた方のご相談に専門の相談員が応じます

- ◆相談日 月曜日～金曜日(祝日を除く)
9:00～12:00、13:00～17:00
- ◆弁護士相談日 毎月第2・4木曜日
13:00～16:00(無料・予約制、面談)
- ◆ところ 社団法人 日本損害保険協会
富山自動車保険請求相談センター
富山市桜橋通り1-18(住友生命富山ビル10階)
(☎432-2294)

税関では、お預かりしている次の通貨・証券などを返しています

- ① 終戦後、外地から引き揚げて来られた方々が、上陸地の税関または海運局に預けられた通貨・証券など
 - ② 外地の総領事館や日本人自治会などに預けられた通貨・証券などのうち、その後日本に返還されたもの
- お心当たりの方は、税関へお問合せください。
ご本人だけでなく、ご家族の方も問い合わせや返還請求をすることができます。

問合せ先 大阪税関伏木税関支署富山出張所
(☎437-9895)

夏休み中の交通事故にご注意を!

夏休み期間中は、子どもが被害に遭う交通事故が多発する傾向にあります。また、お盆の時期は帰省や行楽で道路が混雑し、暑さもあって集中力が途切れがちです。交通ルールを守り、交通事故に気をつけましょう。

問合せ先 生活環境課(内線324)

～カターレ富山をみんなで応援しよう～

9月23日(祝)は「滑川市の日」
ところ 富山県総合運動公園陸上競技場
対戦相手 ヴァンフォーレ甲府
※申込方法など詳細については9月号広報でお知らせします。
問合せ先 企画情報課(内線223)